

事業番号0412											
平成29年度行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名	短時間労働者均衡待遇啓発事業				担当部局庁	雇用環境・均等局			作成責任者		
事業開始年度	平成19年度	事業終了 （予定）年度	終了予定なし		担当課室	有期・短時間労働課			有期・短時間労働課長 松永久		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定、労働保険特別会計雇用勘定										
根拠法令 （具体的な 条項も記載）	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 雇用保険法第62条第1項第5号				関係する計画、 通知等	「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定） 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定） 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定） 「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定） 「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定） 「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）					
主要政策・施策	高齢社会対策、少子化社会対策、男女共同参画、地方創生				主要経費	社会保障					
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備することを目的とする。										
事業概要 （5行程度以内。別添可）	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。										
実施方法	直接実施										
予算額・執行額 （単位：百万円）			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	305	306	311	315	336				
		補正予算	-	-	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		305	306	311	315	336				
	執行額		287	277	252						
	執行率（％）		94%	91%	81%						
当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（％）		94%	91%	81%							
平成29・30年度 予算内訳 （単位：百万円）	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	諸謝金		215	232	雇用均等指導員の処遇改善による増						
	庁費		80	84							
	委員等旅費		17	17							
	職員旅費		3	3							
	計		315	336							
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標		成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 －年度	目標最終年度 29年度
	パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合90%以上		パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合		成果実績	％	98.7	98.9	99.2	-	-
					目標値	％	90	90	90	-	90
					達成度	％	109.6	109.8	110.2	-	-
根拠として用いた統計・データ名 （出典）	都道府県労働局業務報告										
活動指標及び 活動実績 （アウトプット）	活動指標				単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	雇用均等指導員（均衡推進担当）が支援した事業所数（H25,26,27）、雇用均等指導員が支援した事業所数（H28）			活動実績	所	7,710	7,678	7,597	-	-	
				当初見込み	所	6,518	7,000	7,000	7,000	7,000	

単位当たりコスト			算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込			
			執行額(X) ／雇用均等指導員(均衡推進担当)が支援した事業所数(Y)(※28年度は雇用均等指導員が支援した事業所数)		単位当たりコスト	円	37,225	36,075	33,176	44,992			
					計算式	X/Y	287,213,346 /7,710	276,984,476 /7,678	252,034,942 /7,597	314,946,000 /7,000			
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(Ⅲ-2-1) 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること(Ⅵ-1-1)										
		施策	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(Ⅲ-2-1) 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること(Ⅵ-1-1)										
		測定指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度		目標年度 29 年度	
			パートタイム労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の是正割合		実績値	%	98.7	98.9	99.2	－		－	
					目標値	%	90	90	90	－		90	
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
		事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり、人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備に寄与する。											
	アクション・プログラム	改革項目	分野:	－									
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度		目標最終年度 － 年度	
			－		成果実績	－	－	－	－	－	－		
					目標値	－	－	－	－	－	－		
					達成度	%	－	－	－	－	－		
		(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度		目標最終年度 － 年度	
			－		成果実績	－	－	－	－	－	－		
					目標値	－	－	－	－	－	－		
					達成度	%	－	－	－	－	－		
		本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
		－											
		事業所管部局による点検・改善											
		国費投入の必要性	項 目					評 価	評価に関する説明				
事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。					○	パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施するとともに、雇用均等指導員のアドバイス等により事業主の取組を促進する必要があることから、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。							
地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。					○	本事業はパートタイム労働法を踏まえたパートタイム労働者の雇用管理改善に対する事業主の自主的な取組を支援するものであり、国(労働局)が実施すべき事業である。							
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。					○	パートタイム労働法の実効性を確保する観点から、事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施するとともに、雇用均等指導員のアドバイス等により事業主の取組を促進することが必要であり、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。							
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。					○	少額随意契約を除き、一般競争入札で調達している。						
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。					無							
	競争性のない随意契約となったものはないか。					無							

事業の効率性	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、雇用均等指導員のアドバイス等により労働保険適用事業主を支援するものであり妥当である。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	雇用均等指導員が支援した1事業所当たりの額は、都道府県労働局から四半期毎に報告を受けて把握している指導員の活動状況を踏まえて、指導員のアドバイス等により事業主を支援するために適切な金額を算定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図る事業主を支援するための雇用均等指導員のアドバイス等に係る経費で構成されており、必要最低限のものとなっている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	印刷物の調達を一般競争入札にしたこと等のためである。		
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	目標値を上回っており、見合ったものとなっている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	パートタイム労働法に関するパンフレットは、都道府県労働局において必要とする事業主等に適切に配付され、活用されている。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-	-		
	所管府省名	事業番号	事業名			
点検・改善結果	点検結果	事業主等に対するパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての助言を適切に行っており、成果実績も毎年度の目標を上回っていることから、パートタイム労働法の実効性の確保の観点から効果的に事業を実施できているといえる。				
	改善の方向性	今後とも、パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇を確保するため、引き続き、高水準な成果目標及び活動指標を設定するとともに、より効果的な事業の実施となるよう、適正な予算執行を図ることとする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
通現 り状	点検結果も妥当であり、引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	956	平成23年度	826	平成24年度	725	
平成25年度	403	平成26年度	406	平成27年度	412	
平成28年度	407					

資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)	※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。				
	厚生労働省 252百万円 〔 運営方針の決定、相談対応、周知啓発 〕 A.都道府県労働局 248百万円 〔 事業主からの相談への対応、事業所訪問による短時間労働者の均衡待遇、正社員転換の促進のための助言、情報提供等の実施 〕 【一般競争入札(最低価格)等】 B.民間会社 4百万円 〔 パンフレット等の印刷、発送 〕				
費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.広島労働局			B.株式会社miura-ori lab	
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	金 額 (百万円)
	諸謝金	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動謝金	11	印刷製本費	2.5
	庁費	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動経費	3.7		
	旅費	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動旅費	0.3		
	計		15	計	2.5

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	広島労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	15	-	-	--	
2	東京労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	15	-	-	--	
3	神奈川労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	12	-	-	--	

4	福岡労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	10	-	-	-	-
5	大阪労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	10	-	-	-	-
6	千葉労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	10	-	-	-	-
7	鹿児島労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	9	-	-	-	-
8	栃木労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	7	-	-	-	-
9	茨城労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	7	-	-	-	-
10	静岡労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	6	-	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)miura-ori lab	7011101051544	パンフレット等の印刷	2.5	一般競争契約 (最低価格)	7	43%	-
2	(株)内山回漕店	7010001011328	パンフレット等の委託発送	0.5	随意契約 (少額)	1	100%	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-	-	-	-	-